

京都市環境基本計画の 改定について

答 申
(案)

平成 27 年 12 月

京都市環境審議会

目 次

I	はじめに	1
II	京都市が目指す環境像	2
III	新環境基本計画に掲げるべき施策	3
IV	環境配慮指針	8
V	新環境基本計画の進行管理	10
VI	おわりに	11

(参考資料編)

参考資料 1	諮問書（写し）	12
参考資料 2	第 11 次京都市環境審議会委員名簿	14
参考資料 3	環境基本計画改定検討部会委員名簿	15
参考資料 4	京都市環境審議会・環境基本計画改定検討部会開催経過	16
参考資料 5	京都市環境基本条例（抄）	17

I はじめに

京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から平成 27 年 3 月 27 日に「京都市環境基本計画の改定」についての諮問を受け、審議会の下に「環境基本計画改定検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、現行の京都市環境基本計画である「京の環境共生推進計画」（以下「現環境基本計画」という。）に代わる、新たな京都市環境基本計画（以下「新環境基本計画」という。）について、今日まで、審議会を 2 回、検討部会を 4 回開催し、活発な審議を進めてきた。

現環境基本計画は平成 18 年 8 月に策定されたものであり、現在、策定から 10 年目を迎える中で、環境保全をめぐる情勢や市民意識は大きく変わってきている。そういった中、新環境基本計画については、環境行政のマスタープランとして、京都市環境基本条例の理念及び現環境基本計画の基本的な考え方を踏まえつつも、エネルギー政策、生物多様性保全、2R と分別・リサイクルといった、今日的課題に対する取組を進めるための計画として策定される必要がある。

また、今回、一つの試みとして、京都市の将来の環境像についてのワークショップを 2 回開催した。将来を担う小・中学生から、“ぼくたち・わたしたちが夢見る京都の環境”をテーマとして、一般市民から、“子どもたちが思い描いた京都の環境の実現に向けて”をテーマとして活発な議論を行い、御意見をいただいた。新環境基本計画の策定に当たっては、これらについても検討し、参考とされたい。

すべての人は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。その責務を果たすためには、全ての人が積極的に環境保全について学び、理解したうえで、環境に配慮した行動を実践することが重要である。

新環境基本計画については、分かりやすく、可能な限りコンパクトな計画として、すべての人に手に取ってもらいやすいものとされたい。新環境基本計画を手に取った人が、その内容を理解し、協働して環境保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない、持続可能な都市を実現していただきたいとの願いの下、本答申をまとめたものである。

Ⅱ 京都市が目指す環境像

1 基本理念

私たち人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物などの自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。しかし、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、私たちの身近な環境において、地球温暖化の進行、生態系の破壊など、様々な影響が現れてきている。

すべての人は、“健全で恵み豊かな環境”を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務がある。

2 目指す環境像

京都市基本計画では、京都人が長い歴史のなかで培ってきた価値観である「もったいない」、「しまつ」、「おかげさま」の精神を尊び、交通・都市づくり、ものづくり、なりわい、すまいとくらしといったあらゆる場において、環境共生と低炭素のまちづくりを市民ぐるみで実践している状態を目指し、「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を未来像の一つに掲げている。

新環境基本計画においては、この「地球環境にくらしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を目指す環境像として掲げ、今後10年の環境行政のマスタープランとして、その目指す環境像の実現に向けた施策の方向を示されたい。

Ⅲ 新環境基本計画に掲げるべき施策

目指す環境像「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現には、新環境基本計画の下で、市民・事業者・市が協働して環境保全に係る施策に取り組む必要がある。そのためには、長期の目標となるまちの姿を「長期的目標」として分野別に明示し、新環境基本計画に掲げることが有効である。

次に、長期的目標を一層加速させるためには、環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくりが大切である。環境教育・学習や広範な主体が協働して実施する環境保全活動を通じてのひと・しくみづくりを、すべての環境分野を支える横断的な目標とされたい。

また、長期的目標となるまちの姿やひと・しくみづくりの下で、具体的な施策・事業等を実施するに当たっての方向性を示す基本施策を設定し、個別の施策の大綱として示されたい。ただし、その内容については、コンパクトなものとして概括的に記述するに留め、具体的な取組の推進は、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画及び「京都市地球温暖化対策計画」をはじめとする環境分野の個別計画に委ねられたい。

なお、現環境基本計画では、その進行状況を管理する環境指標として、客観的な数値指標が設定されているが、環境に関して、市民がどのように感じているかを定期的に把握することも有効であり、市民に対するアンケート調査などにより、市民の満足度や実感を把握し、それを主観的な指標として設定することが良策と考える。

また、従前からの客観的な数値指標については代表的なものに見直し、市民にとってよりわかりやすいものとすべきである。

これらのことを踏まえ、当審議会が、長期的目標、基本施策及び環境指標の内容について審議を重ねた結果として、次の内容を新環境基本計画の施策体系として取り入れられたい。

1 かしこくエネルギーを利用する低炭素のまち

我々の物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として温室効果ガス排出量が増加し、我々の生活や事業活動から生じる地球環境への負荷による影響が顕在化している。

環境負荷を低減するための行動に自主的・積極的に取り組み、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出を削減することにより、人と公共交通優先の歩いて楽しいまち、「木の文化」を大切にするまち等、低炭素型の地域社会の形成を目指す必要がある。

一方、東日本大震災以降、エネルギー政策の見直しが喫緊の課題となっている。

京都議定書の誕生都市としての誇りと使命感をもって、市民、事業者との協働の下、徹底した省エネルギーの推進によるエネルギー消費量の削減及び再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大等を推進し、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」の実現と、低炭素社会構築の両立を目指しされたい。

以上のことから、かしこくエネルギーを利用する低炭素のまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策としては、低炭素型都市の実現、省エネルギー及び再生エネルギーの普及拡大に関することを掲げられたい。

また、当長期的目標に対する環境指標については、次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 省エネや節電に取り組む人が増えていると感じているか。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を優先する人が増えていると感じているか。

【客観的指標】

- 温室効果ガスの総排出量削減率
- エネルギー消費量削減率
- 再生可能エネルギー導入量

2 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち

市民が育んできた暮らしや文化、伝統は、恵み豊かな自然環境に支えられてきた。

市民の安心・安全な生活のためには、大気、水、土壌などが良好な状態で保持され、市民が安心して暮らすことができる公害のないまちをつくる必要がある。

次に、本市の千二百年を超える悠久の歴史の中で、生物多様性の恵み豊かな自然環境が、市民が育んできた暮らしや文化、伝統を支えてきた。京都の文化が世代を超えて継承されるように、全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し、地域資源を生かした持続可能な暮らしや経済活動が行われている社会を目指されるとともに、緑あふれるまちづくりを行われたい。

さらに、鴨川をはじめとする河川等の豊かな水辺空間、社寺、数々の庭園等にあふれる緑、歴史と文化を伝える数多くの伝統的な建造物、京町家に代表される風情ある町並みといった自然環境と調和したまちがつくられ、そのまちを舞台に、門掃き、打ち水などといった習慣が営まれ、京都人らしい快適な暮らしが営まれてきた。

文化や自然環境と調和したまちづくりを行い、先人達のたゆまぬ努力で守り、受け継がれてきた暮らしや文化を未来へと引き継ぎ、快適生活の確保に努められたい。

以上のことから、自然環境と調和した快適で安全・安心なまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策としては、公害の防止による安全・安心の確保、生物多様性、自然環境、文化や自然環境と調和した生活環境の保全に関することを掲げられたい。

また、当長期的目標に対する環境指標については、次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 空気や河川の水がきれいに保たれていると感じているか。
- 多様な生き物が生息する良好な自然環境が保たれていると感じているか。

【客観的指標】

- 大気汚染に係る市保全基準の達成率（例 N02, PM2.5, O_x）
- 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト取組団体数

3 資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち

この度、京都市は「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、ごみになるものを作らない、買わないといった“リデュース”，再使用する“リユース”の「2R」と「分別・リサイクル」の促進を2つの柱とした「新・京都市ごみ半減プラン」を策定された。

この「新・京都市ごみ半減プラン」に基づき、2 Rと分別・リサイクルの促進を柱にごみの減量を加速させ、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷等の低減を図り、市民、事業者とともに、全国モデルとなる持続可能な循環型社会の構築を目指す必要がある。

手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」や、レジ袋の削減などの「2 R」の促進を図るとともに、雑がみなどの資源ごみの分別の義務化や、市民、事業者の皆様の自主的な分別・リサイクルの取組の拡充・強化などの「分別・リサイクル」を促進され、ピーク時からの「ごみ半減」に向け、ごみの減量を加速されたい。

産業廃棄物については、処理責任は事業者（排出者）にある中、京都市としても情報提供や啓発、必要に応じた処理施設等への立入調査や指導等を適切に行い、適正処理を確保されたい。

一方、徹底してごみの減量化を図ったうえでも残ったごみについては、適正に処理するとともに、エネルギー回収を最大化し、有効に利用することも重要である。

以上のことから、資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまちづくりを推進することを長期的目標の一つとし、その下での基本施策として、2 R、分別・リサイクル、適正処理に関することを掲げられるとともに、廃棄物から回収できるエネルギーの有効利用についても言及していただきたい。

また、当長期的目標に対する環境指標については次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- マイバッグの携帯などのごみを出さないようくらしが広がっていると感じているか。
- ごみを分別して出せる拠点が身近にあり、ごみの分別・リサイクルが進んでいると感じているか。

【客観的指標】

- 一般廃棄物（ごみ）の市受入量
- ごみ焼却量

4 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

ここまでに述べた3つのまちの姿を実現するため、各分野の取組をより強力に推進

するには、市民・事業者がそれぞれの立場で、自主的に環境にやさしい行動を実践する必要がある。

そのためには、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といったライフステージごとに、家庭、学校、地域、職場といった場において、環境保全についての理解を深める教育・学習及び広範な主体が協働して環境保全活動がなされるための、しくみづくりと人づくりが重要である。

併せて、環境保全を総合的に推進するためには、地産地消の取組、環境関連産業の育成といった、環境にやさしい社会経済のしくみが構築されていることが必要である。

また、環境保全は、地域だけの問題ではなく、全人類共通の課題であることから、京都市では、国内外の都市との連携や、国際的な取組を推進されることを望むものである。

以上のことから、環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくりを既出の3つのまちづくりを推し進めていく上での横断的な長期的目標とし、その下での基本施策としては、環境教育、協働取組、環境にやさしい社会経済の構築、他都市や国外との連携に関することを掲げられたい。

また、当長期的目標に対する環境指標については次の内容が妥当である。

【主観的指標】

- 学校や会社、地域で環境学習や環境保全活動の機会が増えていると感じているか。
- 環境に配慮したライフスタイルが広がっていると感じているか。

【客観的指標】

- 環境保全活動プログラムへの参加者数
- 環境関連事業に取り組む団体数

IV 環境配慮指針

京都市が目指す環境像「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を実現するためには、市民、事業者、市が協力しながら、それぞれの立場で、自主的に環境への配慮を実践していくことが必要である。

各主体には、環境配慮の前提として理解しておくべき、環境配慮の基本的な考え方となる指針を示し、その下で、各主体が、あらゆる場面で、環境に負荷を与える要因とならない、環境に配慮した行為を、自主的かつ積極的に実践されるよう、促すべきである。

環境に負荷を与える要因となる行為や影響は、日常生活や事業活動の様々な場面により、内容・程度も異なり、環境への配慮の仕方も多種多様になる中、各主体の環境配慮事項については次の内容が妥当である。

2 各主体の環境配慮指針

(1) 市民の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギー・低炭素型の環境にやさしい暮らしを営むこと。
- ② 環境汚染につながらない、自然環境にやさしい暮らしを営むこと。
- ③ 生物多様性の恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような暮らしを営むこと。
- ④ まちなかの緑化，伝統的な町並みや文化の保全に協力し，まちなかでの快適生活が維持されるような暮らしを営むこと。
- ⑤ そもそもごみになる物を買わないようにし，分別・リサイクルを徹底することでごみの少ない暮らしを営むこと。
- ⑥ 環境問題への関心を高め，理解を深めるとともに，環境保全活動に積極的に参加すること。

(2) 事業者の環境配慮

- ① 省資源・省エネルギー・低炭素型の環境にやさしい事業活動を行うこと。
- ② 公害を防止し、自然環境にやさしい事業活動を行うこと。
- ③ 生物多様性の恵みを理解し、自然環境を守り、持続的に活用できるような事業活動を行うこと。
- ④ まちなかの緑化、良好な景観や文化の保全に協力し、まちなかに暮らす市民が快適生活を送ることができるような事業活動を行うこと。
- ⑤ 事業活動を行うに当たって、廃棄物の減量、リサイクルと適正処理を徹底し、廃棄物等による環境負荷小さい事業活動を行うこと。
- ⑥ 事業者として、環境教育を積極的に実施するとともに、他の主体と連携し、地域の環境保全活動や、本市が実施する環境保全に関する施策に協力すること。
- ⑦ 環境保全に関する技術開発や、環境関連産業の推進に努めること。

(3) 本市の環境配慮

- ① 環境保全に関する計画を策定し、施策や事業として実施することで、本市、事業者、市民の協働により環境保全を推進すること。
- ② 市内の有数の大事業者として、省エネ・省資源、自然環境への配慮、ごみの発生抑制、分別・リサイクル等、環境負荷の低減に向けた取組を、実施する事務事業ごとの内容をきめ細やかに考慮したうえで、市民・事業者にも率先して実践すること。
- ③ 行政機関として、公共事業において環境への配慮を実践すること。
- ④ 市民や事業者の環境についての学習の機会を確保し、環境保全活動の中心となる“ひとづくり”を進めるとともに、環境保全活動の参加や協力を促すための、“しくみづくり”を行うこと。

V 新環境基本計画の進行管理

1 基本的な計画推進

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、長期的目標の到達状況や、基本施策に基づく施策・事業の取組状況を定期的に把握し、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要である。

このため、新環境基本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクルの一連の手續に沿って実施するのが妥当である。

2 計画の推進体制

計画の進行状況は、市において点検・評価を行った後、当審議会に報告の上、今後の計画推進のための意見・提言を受けられたい。

3 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境指標について、市民へのアンケート調査や最新の数値を把握し、進行状況の点検を行い、その結果を踏まえ、市関係部局等における個別・具体的な事業・対策・措置等の改善・見直し、又は新規の事業・対策・措置等の検討等を行われたい。

また、客観的指標に関しては、計画の進行状況の客観的な点検・評価を行うという目的から、計画策定後も継続的により適切な環境指標の開発等に努め、新規の環境指標や目標数値の設定・修正等、適宜見直しを行われたい。

VI おわりに

当審議会では、京都市の環境行政のマスタープランとなる新環境基本計画の策定に当たっての審議を行い、京都市基本計画に掲げる未来像の一つであり、新環境基本計画に掲げる目指す環境像でもある「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現に向けて、分野別に目標となるまちの姿を、本答申に盛り込んだ。

さらに、その目指す環境像の実現には、市民・事業者の自主的な環境配慮行動と協働が必要であるという認識の下、新たに、環境分野の横断的な長期的目標として“環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり”を盛り込んだ。

このことは、すべての人が、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っていることから、積極的・自主的に環境に配慮した行動を実践されるよう、環境保全の必要性の理解を深めていただきたいとの願いである。

京都市においては、本答申を踏まえ、目指す環境像である「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」の実現に向け、京都議定書誕生の地にふさわしい新環境基本計画が取りまとめられることを期待する。

参 考 資 料 編

諮 問 書



環 環 総 第 1 5 号

平成27年3月27日

京都市環境審議会

会 長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



京都市環境基本計画の改定について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いします。

記

（諮問事項）

京都市環境基本計画の改定について

(諮問理由)

本市では、平成18年8月に環境基本計画である「京の環境共生推進計画」を策定し、環境の保全に関する様々な施策を推進していますが、本計画の期間は平成27年度までであるため、計画の改定を行う必要があります。

この間、本計画の下で、環境先進都市・京都ならではの地球温暖化対策やごみの減量・資源の循環利用、自然環境・生活環境保全などの基本施策が着実に進捗し、環境負荷の少ない持続可能な都市の実現に向けた歩みが進んでいます。

一方、東日本大震災以降のエネルギー政策の見直しや節電・省エネライフスタイルの広がり、水素エネルギー利用などの技術革新、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス削減の枠組み合意に向けた取組など、国内外の環境・エネルギーをめぐる動向にも大きな変化が見られます。

こうした施策の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえて計画の改定を行うに当たり、京都市環境基本条例第9条第5項の規定に基づき、貴審議会の御意見をいただきたく、諮問するものです。

第 11 次京都市環境審議会委員名簿

(敬称略)

(会長)	
内 藤 正 明	京都大学名誉教授
(副会長)	
笠 原 三紀夫	京都大学名誉教授
(委員)…50 音順	
浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
板 倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授
大久保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
大 里 茂 美	京都府中小企業団体中央会専務理事
尾 崎 満 彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長
小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
木 崎 藤 吾	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員
小 杉 隆 信	立命館大学政策科学部教授
小 山 里 奈	京都大学大学院情報学研究科准教授
才 寺 篤 司	京都商工会議所産業振興部長
在 間 敬 子	京都産業大学経営学部教授
坂野上 な お	京都大学フィールド科学教育研究センター助教
塩 路 昌 宏	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
島 田 洋 子	京都大学大学院工学研究科教授
住 岡 町 子	市民公募委員
中 島 醇 子	市民公募委員
仁 連 孝 昭	滋賀県立大学名誉教授
濱 崎 加奈子	伝統文化プロデュース連代表
久 山 喜久雄	フィールドソサイエティ代表
深 尾 清 美	京都市立百々小学校長
牧 野 美 絵	弁護士
松 本 逸 平	京都地方気象台長
三 浦 政 子	京都府医師会理事
水 腰 英 樹	株式会社京都新聞社論説委員 (平成 27 年 11 月～)
村 井 正	京都市保健協議会連合会会長
村 瀬 克 子	京都市地域女性連合会常任委員
森 本 幸 裕	京都学園大学バイオ環境学部教授
諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
山 口 寛 士	京都府環境部長
山 舗 恵 子	京都リビング新聞社統括編集長
湯 本 貴 和	京都大学霊長類研究所教授
高 田 敏 司	株式会社京都新聞社論説委員 (～平成 27 年 10 月末)

参考資料 3

京都市環境基本計画改定検討部会委員名簿

(敬称略)

(部会長) 小 幡 範 雄 (部会委員) ……50 音順 板 倉 豊 池 垣 加 織 大久保 規 子 小 山 里 奈 才 寺 篤 司 深 尾 清 美 村 瀬 克 子	立命館大学政策科学部教授 京都精華大学大学院人文学研究科教授 市民公募委員 大阪大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院情報学研究科 京都商工会議所産業振興部長 (平成 27 年 7 月～) 京都市立百々小学校長 京都市地域女性連合会常任委員
奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事 (～平成 27 年 6 月末)

京都市環境審議会及び環境基本計画改定検討部会開催経過

1 京都市環境審議会

- 平成 26 年度第 2 回審議会（開催：平成 27 年 3 月 27 日（金））
 - ・ 環境基本計画の改定について（諮問）
- 平成 27 年度第 1 回審議会（開催：平成 27 年 8 月 5 日（水））
 - ・ 環境基本計画の改定について（中間報告）
- 平成 27 年度第 2 回審議会（開催：平成 27 年 12 月 日（ ））
 - ・ 新京都市環境基本計画の答申案について

2 環境基本計画改定検討部会

- 第 1 回検討部会（開催：平成 27 年 5 月 7 日（木））
 - ・ 環境基本計画改定検討部会の進め方について
 - ・ 計画改定の基本的な考え方・方向性について
- 第 2 回検討部会（開催：平成 27 年 8 月 5 日（水））
 - ・ 改定計画の全体構成について
 - ・ 改定計画の長期的目標及び基本施策について
 - ・ 市民意見の聴取について
- 第 3 回検討部会（開催：平成 27 年 10 月 6 日）
 - ・ 市民意見の聴取及び計画への反映について
 - ・ 環境指標について
 - ・ 環境配慮指針について
 - ・ 進行管理について
 - ・ 環境基本計画の骨子（案）について
- 第 4 回検討部会（開催：平成 27 年 11 月 日（ ））
 - ・ 新京都市環境基本計画の答申案について

3 その他（市民意見を聴取するために実施したワークショップ）

- ・ 小中学生を対象に実施（開催：平成 27 年 8 月 22 日（土））
- ・ 一般市民を対象に実施（開催：平成 27 年 8 月 29 日（土））

(平成9年3月31日 京都市条例第92号)

京都市環境基本条例（抄）

～ 環境基本計画及び環境審議会についての規定箇所 ～

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画と他の施策との整合）

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

（審議会の組織）

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第37条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。